

# 北見市地域材利用推進方針

北見市地域材利用推進方針（以下「推進方針」という。）は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、北海道地域材利用推進方針（以下「道の推進方針」という。）に即して策定するものであり、北見市内の森林から産出され、市内で加工された木材及びそれらが手当てできない場合に あっては北海道内の森林から産出され、オホーツク管内で加工された木材（以下「地域材」という。）の利用の促進を図るため、公共建築物（法第2条第1項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物をいう。）及び公共土木工事（以下「公共建築物等」という。）などにおける地域材の利用の促進に関する基本的方向等を定めるものである。

## 第1 公共建築物等における地域材の利用の促進の意義及び基本的方向

### 1 公共建築物等における地域材の利用の促進の意義

道の推進方針における公共建築物での木材利用の意義やその効果を踏まえたうえで、市等が整備・施工する公共建築物等での地域材の利用を促進することは、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を図るうえで極めて重要である。

市の森林は、林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林帯、さらには、広葉樹が林立する天然林の樹林帯まで多様性に富んだ林分構成となっており、生命の源となる清らかな水をたくわえ、野生生物の生息の場となるとともに二酸化炭素を吸収し酸素を供給するなどの重要な役割を果たしており、市民にとってかけがえのない貴重な財産となっている。

近年では、戦後に植林されたカラマツやトドマツなどの人工林資源が利用期を迎え、現在、伐採される木材の多くを人工林材が占めている。

このような中、少子高齢化などに伴う住宅着工戸数の減少や紙需要の減退等により、今後、大幅な木材需要の増加が見込めないことから、住宅や公共土木工事等において地域材の利用を促進することに加え、店舗、事務所、ホテル等の建築物（以下「非住宅建築物」という。）などにおいて、新たな需要を喚起することが喫緊の課題となっている。

このような現状において、地域材の需要を拡大することは、森林づくりに伴う間伐材や主伐材等の収益が、造林から保育、間伐、主伐までの森林の整備や保全に再び向けられ、森林資源の循環利用につながることから、林業・木材産業の成長産業化や山村地域の活性化、雇用の創出を図るうえでも重要である。

一方、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有するほか、再利用が可能で省資源につながる資材であることから、地域材を人と環境にやさしい資材として有効に利用することは、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や二酸化炭素の排出の抑制、建築物等での炭素の固定を通じた地球温暖化の防止にも貢献するものであり、このような地域材の良

さを実感する機会を市民に幅広く提供し、「木育」の取組なども通じて、地域材の利用の意義等について市民理解を効果的に醸成することが重要である。

さらに、近年、建築物における木材の需要の拡大が期待されるCLT（直交集成板）や、カラマツ製材のねじれや割れを抑えた乾燥技術を用いたコアドライなど、新たな木質部材に関する技術開発が進展しており、地域材の利用促進に向けて、新たな可能性が拓がりつつある。

このため、多くの市民の利用に供される公共建築物等において、環境にやさしい地域材を積極的に利用し、直接的に地域材の需要を拡大するとともに、地域材の利用の意義や良さ、新たな木材利用技術を広く普及することによって、住宅、非住宅建築物など公共建築物以外の建築物（以下「民間建築物」という。）、工作物、各種製品の原材料及びエネルギー源など、多様な分野で地域材の利用を拡大することが必要である。

## **2 公共建築物等における地域材の利用の促進の基本的方向**

市は、1の公共建築物における地域材の利用の促進の意義を踏まえ、公共建築物については、可能な限り木造化（注1）や内装等の木質化（注2）を図るとともに、公共土木工事においても地域材の利用を図るとの考え方の下で、以下の基本的方向に沿って公共建築物等における地域材の利用の促進を図るものとする。

### **（注1）木造化**

建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用すること。

### **（注2）内装等の木質化**

建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用すること。

### **（1）市の役割**

市は、自ら率先してその整備・施工する公共建築物等における地域材の利用に努めるとともに、推進方針に基づく公共建築物等における地域材の利用の促進に向けた措置の実施状況を定期的に把握し、これを明らかにするとともに、地域材の利用の促進に向けた課題について分析を行い、公共建築物等及び民間建築物などにおける地域材の利用のより効果的な促進を図るよう努めるものとする。

### **（2）関係者の適切な役割分担と関係者相互の連携**

市以外の者であって公共建築物を整備する者、土木工事を実施する者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、推進方針を踏まえ、市が実施する施策に協力して、適切な役割分担の下、相互に連携を図りながら、公共建築物における地域材の利用の促進及び公共建築物等の整備の用に供する地域材の適切な供給の確保に努めるものとする。

### **（3）地域材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立**

公共建築物等における地域材の利用の促進に当たっては、地域材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立を図ることが重要であることから、林業従事者、

木材製造業者その他の関係者は、市が講ずる関連施策に協力しつつ、森林計画制度等に従った伐採及び伐採後の再生林等の適切な森林施業の確保並びに合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。）第2条第2項に規定する合法伐採木材等の円滑な供給の確保を図るものとする。

また、公共建築物等を整備・施工する者は、その整備・施工する公共建築物等において地域材を利用するに当たっては、「北見市グリーン購入調達方針」（平成18年3月5日施行）の趣旨を踏まえ、環境への負荷の低減に努めるとともに、市民の安全と安心を確保する観点やクリーンウッド法の趣旨を踏まえ、森林認証をはじめ合法性や産地が証明された地域材で、品質を判断する根拠となる乾燥の度合いや強度が明示されているJAS製品の積極的な使用に努めるものとする。

#### **（４） 市民の理解の醸成**

市は、公共建築物等における地域材の利用の促進の意義等について市民に分かりやすく示すよう努めるものとする。

## **第2 公共建築物等における地域材の利用の促進のための施策に関する基本的事項**

### **1 地域材の利用を促進すべき公共建築物等**

法に基づき地域材の利用を促進すべき公共建築物は、具体的には、以下のような建築物が含まれる。

#### **（１） 公共建築物**

##### **ア 市が整備する公共の用又は公用に供する建築物**

広く市民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、市の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、住宅等が含まれる。

##### **イ 市以外の者が整備するアに準ずる建築物**

市以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く市民に利用され、市民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所、福祉ホーム等）、病院、診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、青年の家等）、公共交通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所（併設される商業施設を除く）の建築物が含まれる。

#### **（２） 公共土木工事**

地域材の利用を促進すべき公共土木工事は、市が所管する公共土木工事全般とする。

### **2 公共建築物等における地域材の利用の促進のための施策の具体的方向**

公共建築物等における地域材の利用に当たっては、建築材料、土木用資材、各種製品の原材料及びエネルギー源としての利用も併せ、以下により促進するものとする。

## **(1) 建築材料としての地域材の利用の促進**

公共建築物における地域材の利用に当たっては、特に第2の4の(1)の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進する。

また、第2の1のア及びイに記載する以外の建築物であって、国庫補助事業等により整備される建築物は、国や道、市の政策を進めるための建築物であることから、これらについても地域材の利用に努めるものとする。

## **(2) 建築材料以外の木製品等の利用の促進**

公共建築物において使用される机、椅子、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品については、地域材をその原材料として使用したもの（以下「地域材製品」という。）の利用に努めるものとする。

## **(3) 土木用資材等における地域材の利用の促進**

公共土木工事における土木用資材及び公共施設の工作物等での地域材の利用を推進するとともに、周辺の環境との調和などを考慮する必要がある場所では木製ガードレールや公園の木柵など地域材製品の利用に努めるものとする。

## **(4) 木質バイオマスの利用の促進**

木質ペレットや木質系断熱材など木質バイオマスの製品及びエネルギーの利用を促進するとともに、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その促進を図るものとする。

また、工事現場での環境配慮への取組として、木質バイオマスの利用を促進するものとする。

## **(5) 地域材利用に係る環境等への貢献度についての普及**

市は、公共建築物での地域材の利用が森林の適正な整備や地球温暖化の防止に及ぼす効果や利用者の心理面、情緒面及び健康面に及ぼす効果の普及に努めるものとする。

## **(6) CLTや新たな木質部材の活用の推進**

地域材の需要拡大のため、木材の利用の促進の契機となることが期待される公共建築物について、平成28年3月及び4月にCLTに関する建築基準法に基づく告示（強度、一般的な設計方法等）が公布・施行されたことを踏まえ、CLTパネル工法の採用や部分的なCLTの活用、木質耐火部材等の新たな木質部材の活用に努めるものとする。

## **3 市の取組**

市は、自ら整備・施工する公共建築物等での地域材の利用に努めるとともに、実状に即した独自の施策の充実や、地域材の利用に関する住民への情報提供など、国及び道が実施する施策と併せ効果的な施策の推進に努めるものとする。

## **4 積極的に地域材の利用を促進する公共建築物等の範囲**

### **(1) 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲**

公共建築物の整備においては、法令等で耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、積極

的に木造化を促進するものとする。

また、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討するとともに、法令等に基づき耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、関係法令の改正や近年進展の見られる木材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木質耐火部材の活用等により木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。

なお、平成27年6月に建築基準法の一部を改正する法律が施行されたことにより、3階建ての木造の学校や延べ面積3,000平方メートルを超える木造建築物等について、一定の防火措置を行うことで準耐火構造等での建築が可能となったことから、これらの建築物についても積極的に木造化を促進するものとする。

さらに、CLTの活用により、木造化を促進するものとする。

ただし、災害応急対策活動に必要な施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。

## **(2) 積極的に地域材の利用を促進する公共土木工事の範囲**

公共土木工事の実施において、特に、地域材の利用が相当量見込めるものや他の工種・工法への波及が期待できるものについては、積極的に地域材の利用を促進するものとする。

# **第3 市が整備・施工する公共建築物における地域材の利用の基準**

## **1 公共建築物における木造化・木質化の基準**

### **(1) 木造化の推進**

市は、その整備する公共建築物のうち、第2の4の(1)の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物については、原則として全て木造化を図るものとし、その場合の基準は別表1によるが、次に掲げる場合は除く。

- ① 防火地域及び準防火地域であって、木造化が困難な場合
- ② 防災・保安上の理由等から木造化が困難な場合

また、別表1に掲げる建築物以外の施設にあっても、積極的に木造化を検討するものとする。

なお、建築基準法等における規制等が見直された場合は、この基準における基準値等についても見直すものとする。

### **(2) 木質化の推進**

市は、その整備する公共建築物について、中高層・低層にかかわらず、内装等の木質化が適切と判断される部分の木質化を図るものとし、その場合の基準は別表2によるが、関係法令等で制限がある場合はこの限りではない。

なお、内装等の木質化に当たっては、地域材を原材料とする製品の使用に努

めるものとするが、原材料の確保が難しいなど、地域材を原材料とする製品の入手が困難な場合はこの限りでない。

## **2 公共建築物における地域材製品等の利用の基準**

### **(1) 地域材製品の導入の推進**

市が整備する公共建築物において使用する家具及び机、椅子等については、積極的に地域材製品の導入を推進するものとする。

### **(2) グリーン購入の推進**

市が整備する公共建築物において利用する地域材製品については、「調達計画」に示された判断基準を満たすものとする。

### **(3) 木質バイオマスの利用の推進**

市が整備する公共建築物において、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入を推進するものとする。

## **3 公共土木工事において地域材利用を推進する工種・工法等**

市が実施する公共土木工事のうち、第2の4の(2)の積極的に地域材の利用を促進する公共土木工事の範囲に該当するものについては、原則として地域材の利用を図るものとする。

## **第4 公共建築物等の整備・施工の用に供する地域材の適切な供給の確保に関する基本的事項**

### **1 地域材の安定的な供給の確保**

公共建築物等に利用する地域材の円滑な供給を確保するため、森林所有者や素材生産業者、木材製造業者その他の地域材の供給に携わる者が連携して、林内路網の整備、高性能林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上、地域材の需給に関する情報の共有及び地域材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、公共建築物等の整備・施工における地域材の利用の動向やニーズに応じた地域材の適切な供給のための地域材の製造の高度化及び流通の合理化、CLT等の新たな木質部材の低コスト化、合法性等が証明された地域材の供給体制の整備等に取り組むものとする。

また、市は、これら地域材の供給に携わる関係者の取組を促進するとともに、法第10条に規定する木材製造の高度化に関する計画の認定制度の推進を図るものとする。

### **2 公共建築物等の整備・施工の用に供する地域材の生産に関する技術の開発等**

木材製造業者等は、強度や耐火性・耐久性に優れる等の品質・性能の高い木質部材や土木用資材の生産及び供給や地域材を利用した建築工法等に関する研究及び技術の開発に積極的に取り組むものとする。

## **第5 民間建築物等での地域材の利用の促進**

市は、公共建築物等での地域材の率先的な利用により、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行い、民間建築物等での地域材の利用の促進に向け、効果的な施策について道や林業関係団体等と連携した取り組みを進めるものとする。

## 1 民間建築物における地域材の利用の促進

民間建築物に地域材を利用することは、木造の居住環境面での優位性に加え、環境・経済両面に貢献するものであることから、市は、建築関係者や木材製造業者と連携し、地域材による民間建築物の建築への支援、民間建築物を建築する担い手の育成、木質部材の開発等の施策の推進に努め、民間建築物における地域材の利用を促進するものとする。

## 2 農畜産分野での地域材の利用の促進

農畜産分野では、民間事業者や個人が整備する施設等も多いことから、市は、畜舎や鳥獣被害防止柵などの農業用施設において、低コスト化や地域材利用の優位性の発信などにより、関係者の理解の醸成を図り、地域材の利用を促進するものとする。

## 3 木質バイオマスの利用の促進

市は、公共建築物等における木質バイオマスの利用を推進するとともに、市民への利用の意義の普及啓発や加工・利用施設の整備への支援、新たな利用技術等の研究開発、利用に係る情報提供等の施策の推進に努め、木質ペレットなど木質バイオマスの製品及びエネルギー利用の拡大を促進するものとする。

また、林内に残された幹や枝などの林地未利用材の利用を拡大するため、効率的な集荷システムの構築による安定供給体制の整備に向けた取組を促進するものとする。

## 第6 その他必要事項

### 1 公共建築物等の整備・施工において考慮すべき事項

公共建築物等の整備・施工において地域材を利用するに当たっては、一般に流通している木材を使用する等の設計上の工夫や効率的な調達等によって、整備・施工コスト及び維持管理コストの低減に努めるほか、地域材の利用に関する利用者のニーズや付加価値等を十分考慮したうえで、整備・施工コスト及び維持管理コストを総合的に判断し、地域材の利用に努めるものとする。

### 2 地域材の利用拡大に向けた推進体制等

#### (1) 地域材の利用の推進体制

市における地域材の利用の促進を効果的に図っていくため、市の関係部局等で組織する「木材利用推進会議」（平成22年6月10日設置）を推進機関として、地域材の利用拡大を推進するものとする。

#### (2) 地域材の利用状況に関する調査等

市は、市内の地域材の利用状況を調査するとともに、地域材の利用の促進に向けた課題を分析し、地域材の利用の効果的な促進に努めるものとする。

#### (3) 地域材の利用促進に向けた普及・PR等

市は、優良な木造建築事例や土木工事事例のほか、新たな技術や木製品の幅広い普及PRに努めるとともに、関係部局や市の設計担当者及び設計・施工者との情報交換を行うなど、地域材の利用の効果的な促進に努めるものとする。

**別表 1** 〈木造化推進基準〉

対象施設	施設の規模	備 考
学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、観光施設、公営住宅、市の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地上 3 階建以下かつ床面積 3,000 m<sup>2</sup>以下の学校、運動施設、社会教育施設、市の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎・住宅</li> <li>・地上 2 階建以下かつ延べ床面積 3,000 m<sup>2</sup>以下の上記を除く対象施設</li> <li>・地上 3 階建以下かつ延べ床面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の学校（延焼を防止する防火壁等で優等に区画し、各区画の床面積をそれぞれ 3,000 m<sup>2</sup>以内とする措置や、必要な防火措置を行う）</li> <li>・地上 2 階建以下かつ延べ床面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の保健福祉施設（2 階部分が 200 m<sup>2</sup>未満のものに限る）、診療所</li> </ul>	建築基準法などの法令や施設の設置基準及び施設の用途や維持管理の特殊性などに配慮し総合的に勘案し判断する。

**別表 2** 〈木質化推進基準〉

対象施設	対象個所	備 考
学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、観光施設、公営住宅、市の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、住宅	ホール、ロビー、廊下、会議室等不特定多数の市民等が集まる施設内の個所及び外装部分	建築基準法などの法令や施設の設置基準及び施設の用途や維持管理の特殊性などに配慮し総合的に勘案し判断する。

（策定・改廃履歴）

平成 24 年 3 月 30 日 策定

令和元年 5 月 13 日 一部改正